

自治大便りvol.7

○ 自治大学校における研修講義の紹介

第1部課程第145期

被災者生活支援

～「法的思考力」と「災害復興法学」のすすめ～

弁護士・博士（法学）・気象予報士 岡本 正

○ 自治大卒業生の声

監査・内部統制専門課程第26期

青森県

寺嶋 篤史

修士課程連携特別研修（マスターコース）

兵庫県

今津 裕貴

修士課程連携特別研修（マスターコース）

香川県

三木 博司

法制基礎研修コース第1期

狛江市

前田 寛樹

法制基礎研修コース第1期

佐賀県

樋口 大樹

○ マネジメントコース研修生のつぶやき①、②

令和8年7月

自治大学校

自治大学校における研修講義の紹介

被災者生活支援

～「法的思考力」と「災害復興法学」のすすめ～

弁護士・博士（法学）・気象予報士 岡本 正

編集者注：本稿は、自治大学校で令和8年2月20日（金）に行われた第1部課程第145期における研修講義の内容を整理したものです。

災害分野にこそ法的思考力が求められる

わが国は災害大国と言われている。大規模災害時がおきれば行政機関による救助活動、医療提供、物資支援、再建支援、復旧・復興事業の展開が欠かせない。そのような災害分野の政策執務にこそ、実は「法律」の知識と「法的思考力」が求められる。専門用語や手続手順を記憶することが重要なのではない。法の趣旨、すなわちその法律が「目的」としていることは何か、という「基本軸」を常に忘れることなく、仮に先例のない未知の事象であったとしても、適切な意思決定ができるような思考力を持つことが重要なのである。法学者の末弘厳太郎先生（1888-1951）は、かつて新任国家公務員に向けて「法的に物事を考える力」、すなわち「物事を処理するにあたって、外観上の複雑な差別相に眩惑されることなしに、一定の基準を立てて規則的に事を考えること」を養うことが重要だと説いている。本講義では、災害時に「法律」の基礎知識や「法的思考力」を前提に、災害を乗り越える知恵を学ぶことを目指す。

災害で被災するとはどういうことか

2011年3月11日、筆者は弁護士資格を有しながら国家公務員として出向勤務していた霞が関の庁舎にて、数分に及ぶ大きな揺れを経験し、津波映像を目の当たりにし、それから数日のうちに原子力発電所事故の衝撃的な事故を報道で目にした。感じたのは、途方もない無力感であった。法学は災害の前では無力なのか。法に従い行政執務を行っている公務員は被災者の命を

救うことや健康を守ことはできないのか。

被災地の姿を目に見える人的・物的被害のみと考えれば、多くの者は無力感に苛まれるであろう。しかしながら、そこに生きてかつ生活の再建を求める被災者ひとりひとりに目を向けた時、全く異なる視点からの被害の様相が見えてくるのである。

大津波により住んでいた町が壊滅的な被害を受けてしまいました。商店街の一角にて夫婦共同で個人事業をしていましたが、店も自宅も一緒に流されてしまいました。夫は津波で流されて安否不明の状況です。いまなお捜索を続けてもらっているところです。

私と子どもたちは津波から逃げることができました。今はここ高台の避難所に身を寄せています。水や食料は何とかなっていますが、これからどうなるのか不安で仕方ありません。収入も仕事も何かも失ってしまいました。

子どもたちは大学と高校への進学が迫っていますが、どうしたらよいのか途方に暮れています。

自宅の住宅ローンが3000万円以上残っています。お店の改修や運転資金の借入が2000万円残っています。貯蓄といっても100万円ほどありません。どうやって生きていくのか何も考えられません。

どうしたらよいのでしょうか。これからどうなってしまうのでしょうか。

災害時には、「生活の再建」を願いながらも、そのための糸口をつかめず、絶望の淵にいる被災者の声があらゆる被災地から聞こえてくる。災害の被害は、被災者が「生活の再建を達成」したと言えるまでは、いつまでもいつまでも続いてしまうのである。

東日本大震災における主な相談内容

(宮城県石巻市)

2011年3月～2012年5月(3,481件)

相続等 19.5%

震災関連法令*1 18.4%

不動産賃貸借(借家) 18.0%

住宅・車・船等の
ローン・リース 10.3%

*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

熊本地震における主な相談内容

2016年4月～2017年4月(12,284件)

不動産賃貸借(借家) 20.3%

工作物責任相隣関係*2 15.4%

住宅・車等の
ローン・リース 13.7%

公的支援・行政認定等 12.4%

*2 近隣住民とのトラブルなど



(本講義参考図書)

希望となる情報は法制度の中にある

災害直後であっても、「法律」や「法学」が被災者支援や復興に役立つことが次第に見えてくる。それが最も実感できるのは、法律に基づく「情報」や「知識」が正しく被災地に伝達され、被災者がそれを知ることで、わずかでも「希望」を見出そうとした瞬間である。被災者の生活再建の達成のために必要なこと、それは誤解を恐れず単純化してしまえば、「金銭給付」と「債務免除」にある。これを適切に行うためのいわばガイドラインや道標となるのが「法律」である。法律とは、罰則、規制、ルール、規則といったもので私たちに縛るだけのもではなく、困難に陥った私たちを助けてくれる「情報」であり、「支援」そのものなのである。

法律を知り法的思考力を鍛えるプログラム

災害時において私たちの助けとなる「法律」を、被災者支援や災害救助という、災害後の究極にして唯一の目的のために学び活用することが必要である。そのための学習のプラットフォームとなる場を新たに創設しなければならないと考え『災害復興法学』を立ち上げた。この教育活動と研究活動のなかで、法律を知り法的思考力を鍛える教育プログラムの開発も目指してきた。プログラムの内容は、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症等といった大規模な危機の発生の際に、現場の被災者や行政のニーズに応えるべく既存の法制度を効果的に運用したり、新たに法改正や新規立法を

成し遂げたりしてきたケースを題材にしたものである。

ここでは、その中から、4つのプログラムを紹介する。なお、自治大学校における「被災者生活支援」講義は、[プログラム 1]と[プログラム 2]を重点的に実施する講義である。

[プログラム 1] 被災者の生活再建と法制度

「すべてを失った。一体どうしたらよいのか。自分が何に困っているのかもわからない。何を聞いたら良いのかもわからない。途方に暮れている」。大規模な災害で住まいを失い、家族や大切な人を失い、仕事を失い、財産を失い、何もかも失った被災者は、命が助かってそこから再び絶望の淵に落とされてしまう。災害直後に置かれた状況と、これまでの平穏な日常生活とのギャップに希望を失ってしまう。人的・物的被害のみならず、被災者個人のお金や支払いに関する様々な悩みは、災害直後から被災者の身体と精神を蝕む。災害時にこのような被災者の「お金とくらし」に関する「生の声」を理解し、研修を通じていわば被災後の真実の声を追体験することが重要になる。

被災者の抱える真の悩み・ニーズの実態を把握した後は、悩みやニーズに少しでもこたえられる確かな情報と知識を伝えることが重要である。その情報と知識の根源こそが「法律」である。災害大国といわれるわが国は、過去の災害の教訓から様々な被災者支援のための法制度が作られてきた。被災後の絶望の淵から、一

歩を踏み出すための生活再建に資する各種支援制度や周知すべき情報を「知識の備え」として体系的・網羅的に学習する。

研修プログラム①お金の支援

(演題例)

『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』

『生活再建のための法制度知識の備え』

(学習目標)

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震等の際の弁護士無料法律相談事例データをもとに災害直後の被災者のリーガル・ニーズの傾向を把握し、当該ニーズに対応する支援制度や支援情報について効果的に周知、説明、手続支援、窓口誘導、外部専門士連携等を行える知識と身につける。特に「罹災証明書」「被災者生活再建支援金」「災害弔慰金」「自然災害債務整理ガイドライン」については被災者リーガル・ニーズが最も高い制度であり、深い理解を要する。

[プログラム2] 災害関連死を防ぐ災害救助法の活用

災害関連死（直接死以外で当該災害と死亡との間に相当因果関係が認められるもの）の要因分析結果によれば、避難所等における避難生活中の過酷な生活環境が主な原因となったものが相当の割合を占めている。

筆者も理事を務める避難所・避難生活学会は、早期に「避難所TKB」を提唱し、清潔かつ安全なトイレ環境の整備（トイレ＝T）、適温食ほか栄養バランスや個別事情に配慮した食事の即時提供（キッチン＝K）、段ボールベッド等簡易ベッドの設置による雑魚寝による静脈血栓閉塞症（エコノミークラス症候群）発祥の防止と区画整理による感染症防止及びプライバシースペースの確保（B＝ベッド）が特に重要であることを訴えてきたところである。では、大規模災害においてTKBを含むに避難所環境整備や避難所の確保の法律的・財政的根拠はどこにあるのか。それこそが「災害救助法」及びその関連法令とマニュアル・ガイドライン群である。災害救助法の意義と効果はなにか。なぜ災害救助法が重要とされているのか。災害救助の適用の有無で何か

が変化するのか。災害救助法を知ることがなぜ災害関連死を防ぎ、避難所環境整備に役立つのか。避難所TKBの実現、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営、福祉サービス提供の充実化などのためにも、災害救助法を徹底活用するノウハウの習得は不可欠である。

研修プログラム②災害救助法

(演題例)

『災害救助法の適用と徹底活用術』

『災害関連死ゼロを目指す避難所TKB』

(学習目標)

災害救助法、災害救助法施行令、関係規則、関係告示等の法体系の全体像を理解する。そのうえで「災害救助事務取扱要領」、各種告示、「避難所避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の法体系上の位置づけを明確にして理解することを目指す。また、災害救助法適用時の国の通知や事務連絡等（事務連絡「避難所の確保及び避難生活の環境整備等（依頼）」等）の存在を事前に把握して、災害救助の際の水準である「一般基準」のみならず「特別基準」の活用を理解する。

[プログラム3] 災害と個人情報の利活用

災害時や緊急時に被災住民の個人情報を共有したり収集したりしたいときに「個人情報保護法」が壁になると誤解していないだろうか。個人情報はあくまでも個人の権利利益、すなわち人の生命・身体・財産等を守り又はその利益を増進させるためにこそ管理されあるいは活用されなければならない。「個人情報は個人を守るためにある」と心得るべきである。個人情報保護法の正確な理解を前提に、その特別法等として災害時の個人情報の取扱いを定める災害対策基本法のルールを知り、正確に使いこなせる政策法務の知識が不可欠である。災害時こそ、被災者の個人情報を共有・流通することで、被災者支援を円滑かつ効果的に実施し、ひいては災害関連死を防止しなければならない。行政機関

の保有個人情報行政内部に留めるのではなく、医療保健福祉分野の専門家や各種支援団体と効果的に情報共有して協働するための前提として、個人情報保護法や災害対策基本法における情報共有に各種ルールに関する正確な理解が必要である。

研修プログラム③個人情報

(演題例)

『災害時における個人情報利活用と見守り支援』

『防災分野における個人情報の取扱い』

(学習目標)

個人情報保護法が目的としているのは個人情報の適切な管理又は利活用によって人の生命・身体・財産の保護することにあるという基本趣旨を正確に理解したうえで、内閣府策定の「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」等を参照し、個人情報の適切な共有と利活用を目指す。具体的には、安否確認と氏名公表、安否照会への回答、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成と情報共有、被災者台帳の作成と情報共有、広域避難における被災住民情報の共有、民間への委託等、災害時に個人情報の取扱いが論点となる施策について正確に理解し、災害への準備と思考訓練を繰り返す。

【プログラム4】組織のBCPと安全配慮義務

災害時においても、組織が必要な事業や業務を継続し、職員を雇用し続けられるように対策と訓練を行うための取組である「事業継続計画」ないし「業務継続計画」(BCP=Business Continuity Plan)の策定は、組織のレジリエンスを高める備えである。BCPの見直しや強化は、事前にリスクやハザードを把握したうえでハード面での対策を構築することはもちろん、組織の指揮命令系統の脆弱性の克服や、災害後にあっても職員の雇用を維持していくことや、事業復旧や再生の担い手たる職員らに対するあらゆるケアなど多岐にわたる。特に「災害復興法学」の切り口では、自然災害時に組織側が果たすべき「安全配慮義務」(生命・身体を危険から保護し安全を確保する義務)について理解し、災害直後にあっても安全配慮義務を果たせるようにBCPを

強化することを目指す。東日本大震災では、津波により多くの命が失われた。遺族らから、組織側の安全配慮義務を問う損害賠償や国家賠償の訴訟が多数提起されたところである。これらの裁判例を読み込み、そこから危機管理に活かすべき教訓を抽出し、BCPや災害対応訓練に反映することが求められる。教訓の一つに「災害時において司令塔となるはずのトップが不在の場合でも、権限自動委譲を機能させて、常に円滑に最善の判断ができるようにマニュアルを整備し、訓練をしておくこと」がある。東日本大震災で多数の犠牲者が発生した石巻市立大川小学校や常磐山元自動車学校では、災害当日にトップ(校長や社長)は不在であり、そのことが少なからず被害に影響したという分析がなされている。

研修プログラム④安全配慮義務

(演題例)

『組織のリスクマネジメントと安全配慮義務』

『BCPと職員ケアを含むBLCPの視点』

(学習目標)

東日本大震災の津波犠牲者訴訟や自然災害に起因する損害賠償・国家賠償訴訟で争点となった、事業者や行政機関の「安全配慮義務」について理解し、裁判例や検証報告書等から危機管理や事業継続計画に資する教訓を学ぶ。得られた教訓を危機管理マニュアルや事業継続計画(BCP)に反映し、より効果的な災害対応訓練やハザード調査を実践する。加えて、BCPの担い手たる職員や関係者らの災害後の身体的・精神的ケアについても事業者の責務として実践する「BLCP」(Business and Living Continuity Plan)体制を整備する。

職員の専門スキルから市民のリベラルアーツへ

災害時に必要な知識は誰もが事前に学べるようにしておきたい。例えば[研修プログラム①お金の支援](演題例『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』等)に関する研修は、以下の各分野の教育と高い親和性を有する。自治大学校の講義が市民との協働ツールとして活用されることを願う。

もくじ
はじめに

はじめの一步 Part 1

Chapter 1 大災害で被災するとは
どういふことか

Chapter 2 生活再建への第一歩「罹災
証明書」を必ず知っておこう
（写真撮影も忘れず！）

Chapter 3 罹災証明書の被害認定では
写真撮影も忘れず！

11 2 6 10 14

貴重品がなくなった Part 2

Chapter 4 預金やカードなどでも
適当金は引き出せる

Chapter 5 家の権利証がなくなっても
権利はなくなるらない

Chapter 6 保険会社や契約内容が
不明なら保険協会の窓口へ
保険証をなくしても
保険診療を受ける

Chapter 7 保険証をなくしても
保険診療を受ける

16 20 24 28 32

お金の支援

Chapter 16 遺族等に最大500万円の
お見舞い金・災害弔慰金①

Chapter 17 「関連死」でも受け取り可能
な弔慰金・災害弔慰金②

Chapter 18 3年間は返済の必要なし
災害援済資金の貸し付け

Chapter 19 自治体が配分する義援金の
申請を忘れず！

Chapter 20 賃貸借契約の紛争は
災害ADRによる解決を
（災害ADR①）

Chapter 21 自宅損壊で隣家に被害が出たら
ADR活用も！災害ADR②

Chapter 22 便乗・悪質商法に注意！
契約は慎重に

Chapter 23 避難所環境と女性や
子どもの権利に配慮を

68 72 76 80 84 86 90 94 98 102

Part 3

Chapter 8 携帯電話料金は支払い期限
延長や減額も

Chapter 9 保険料の支払い猶予も
保険料の支払い

Chapter 10 電気・ガス・水道等公共料金も
支払い猶予措置がある

Chapter 11 被災ローン減免制度は破産に
あらず！自然災害債務整理
ガイドライン①

Chapter 12 被災ローン減免制度には多くの
ポイント！自然災害債務整理
ガイドライン②

Chapter 13 返済条件変更前に減免制度の
確認を！自然災害債務整理
ガイドライン③

Chapter 14 住まいの全壊者は被災者生活
再建支援金を基礎支援金
被災者生活再建支援金には
最大200万円の
追加金も！加算支援金

Chapter 15 相続放棄ができる期限に注意を
特別法の発動で行政手続き等
の期限が延長

Chapter 16 仮設住宅に入れない？
自宅の応急修繕制度利用
には注意を

Chapter 17 新し借り入れのしくみ
「バース・モーゲージ」を
検討しよう

Chapter 18 仮設住宅の入居要件は
緩和されることもある

Chapter 19 無料法律相談4万件的の声が
響く復興政策の軌跡
〜東日本大震災〜

Chapter 20 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

34 38 42 46 50 54 58 60 64

Part 4

Chapter 13 返済条件変更前に減免制度の
確認を！自然災害債務整理
ガイドライン③

Chapter 14 住まいの全壊者は被災者生活
再建支援金を基礎支援金
被災者生活再建支援金には
最大200万円の
追加金も！加算支援金

Chapter 15 相続放棄ができる期限に注意を
特別法の発動で行政手続き等
の期限が延長

Chapter 16 仮設住宅に入れない？
自宅の応急修繕制度利用
には注意を

Chapter 17 新し借り入れのしくみ
「バース・モーゲージ」を
検討しよう

Chapter 18 仮設住宅の入居要件は
緩和されることもある

Chapter 19 無料法律相談4万件的の声が
響く復興政策の軌跡
〜東日本大震災〜

Chapter 20 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

64 60 58 54 50 54 58 60 64

Part 6

Chapter 24 相続放棄ができる期限に注意を
特別法の発動で行政手続き等
の期限が延長

Chapter 25 仮設住宅に入れない？
自宅の応急修繕制度利用
には注意を

Chapter 26 新し借り入れのしくみ
「バース・モーゲージ」を
検討しよう

Chapter 27 仮設住宅の入居要件は
緩和されることもある

Chapter 28 無料法律相談4万件的の声が
響く復興政策の軌跡
〜東日本大震災〜

Chapter 29 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

Chapter 30 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

104 108 112 116 120 124 126 130 134 136

Part 7

Chapter 30 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

Chapter 29 無料法律相談1万0000件の
声を防災減災へ活かす
〜熊本地震〜

Chapter 28 無料法律相談4万件的の声が
響く復興政策の軌跡
〜東日本大震災〜

Chapter 27 仮設住宅の入居要件は
緩和されることもある

Chapter 26 新し借り入れのしくみ
「バース・モーゲージ」を
検討しよう

Chapter 25 仮設住宅に入れない？
自宅の応急修繕制度利用
には注意を

Chapter 24 相続放棄ができる期限に注意を
特別法の発動で行政手続き等
の期限が延長

130 134 136 130 126 124 120 116 112 108 104

トラブルの解決 Part 5

Chapter 23 避難所環境と女性や
子どもの権利に配慮を

Chapter 22 便乗・悪質商法に注意！
契約は慎重に

Chapter 21 自宅損壊で隣家に被害が出たら
ADR活用も！災害ADR②

Chapter 20 賃貸借契約の紛争は
災害ADRによる解決を
（災害ADR①）

Chapter 19 自治体が配分する義援金の
申請を忘れず！

Chapter 18 災害援済資金の貸し付け
3年間は返済の必要なし

Chapter 17 「関連死」でも受け取り可能
な弔慰金・災害弔慰金②

Chapter 16 遺族等に最大500万円の
お見舞い金・災害弔慰金①

102 98 94 90 86 84 80 76 72 68

参考文献
さくいん

参考文献
さくいん

参考文献
さくいん

136 135 134 130 126 124 120 116 112 108 104



(本講義教科書)

主権者教育：社会のできごとを自ら考えて判断し、主体的に行動する主権者を育てる教育。災害復興法学研修により災害時に被災者の支援になる「法律」を知ること、新たな法制度を提言する力を育むことが期待される。

法教育：法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育。災害復興法学研修は、災害時に被災者の命を繋ぐことを最大の目的とした各種法律の価値や理念を理解したうえで法を使いこなす能力を育むものである。

金融教育・マネー教育：お金や金融の様々な動きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな社会生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育。災害復興法学研修によって被災者のお金とくらしに関するリーガル・ニーズを知り、支援制度を駆使し、かつ制度不備を指摘して政策提言することは、金融教育の求める人材を育むことにつながる。

消費者教育：消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市

民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動。災害復興法学研修は、正しい知識を学ぶことで悪質な情報を排除し、自立した消費者を育むことに貢献する。

著者略歴

弁護士・博士（法学）・気象予報士
岡本 正（おかもと ただし）

神奈川県鎌倉市出身。慶應義塾大学卒。2003 年弁護士登録。銀座パートナーズ法律事務所代表。岩手大学・新潟大学・武蔵野大学の客員教授。慶應義塾大学・明治大学・青山学院大学等の講師。「災害復興法学」に関する授業や講座を全国の大学で創設・実践。防災科学技術研究所客員研究員。人と防災未来センター特別研究調査員等公職多数。

2009 年から 2011 年まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員、2011 年から 2017 年まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官として国に出向。現在は内閣官房、内閣府、文部科学省、東京都、鎌倉市等の各検討会委員・アドバイザー多数。

代表著書に『災害復興法学 1・2・3』（慶應義塾大学出版会）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』（弘文堂）等

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（監査・内部統制専門課程第 26 期）

青森県 監査委員事務局 寺嶋 篤史

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私の所属する青森県監査委員事務局は、職員数 18 名であり、県の監査委員事務局の規模としては、概ね平均的な規模となっています。

このたび、令和 8 年 1 月 15 日に入寮し、2 月 26 日の卒業まで、43 日間の研修に参加させていただきました。本県においては、10 年以上この研修に参加していなかったのも、この研修に参加できたことは、何事にも代えがたい貴重な経験となりました。快く送り出してくれた上司や職場、家族の理解に、心から感謝しています。

2 入校を迎えるまで

入校決定通知から入寮日までの 44 日間は「民法」「地方自治制度」「地方公務員制度」といった法制課程の e-ラーニング(約 50 時間)のほか、事前に示されているカリキュラムで全体の約 4 分の 1 を占めている公営企業の分析に必要な簿記の知識や地方公営企業法等関係法令の再確認に努めました。

日常業務と並行しながらこれを進めるのは、大変な部分もありましたが、研修は事前準備が大切との思いもあり、準備を整え入寮することができました。

3 監査・内部統制専門課程の概要

(1) 講義について

各自治体の監査委員事務局職員を対象とする監査・内部統制専門課程の研修内容、講

師陣については、自治体独自で行なうには困難で高度な研修内容となっていて、一流の講師陣が揃えられ、最新の知識・情報を身に着けることができるようになっていました。講義の内容としては、地方分権と監査制度等の「総合教養科目」、簿記や会計学の基礎等の「基礎科目」、監査論や内部統制等の「監査の実務」、財政健全化指標の活用等の「財務指標の分析」、公営企業会計等の「公営企業の分析」など、監査に必要な大変幅広い分野となっています。今まで、監査で担当したことが無い分野であっても、受講しているうちに、理解が深まるようになっていと思っています。

(2) 演習について

演習については、事例演習(グループ発表)と効果測定演習(卒業認定に係る個人レポート)の 2 種類がありました。事例演習では、特定の課題に対して、各自治体の状況を持ち寄り、課題やその解決策をグループ討議によりまとめ、グループ毎に報告書を作成し、発表するという流れで、進みました。事例によっては、他の自治体でも同じような悩みを抱えている場合もあり、それぞれが対応していることが分かりました。また、正解のない事例もありましたが、自分なりに問題点を整理しグループ討議や発表に臨んでいました。

効果測定演習では、講義で学んだ監査や公営企業会計などの内容を網羅的に理解したうえで、個別の案件についても様々な視点からの検討を行なう必要があったことから、時間外や休日に図書館で資料や参考図書の読込を行ないました。また、談話室で研

修生有志による勉強会を開き、課題に対する理解を互いに深め合いました。最終的には、作成したレポートを講師や研修生全員の前で発表し、講師からの質疑に答えることとなりました。このレポートは、卒業認定レポートとなっており、内容等により監査に必要な知識、技能を有すると認められれば「自治体監査実務指導者」に認定される非常に重要なものです。難易度も高いものでしたが、やり遂げた際の喜びはひとしおでした。

4 研修を振り返って

講義においては、どの分野においても、自治体における内部統制状況の確認や内部統制に依拠したリスクアプローチ監査の考え方の説明があり、今後、人的資源等が限られていく中、どのように監査を進めていくのかを考えて行かなければならないと感じました。

地方公営企業会計関係の講義においては、事案の1つ1つについて、地方公営企業法等関係法令の趣旨や解釈を整理し、どこに問題があり本来はどのように処理すべきであったのかを具体的な事案により説明があり、地方公営企業会計特有の監査の視点に留意しながら、どのように監査を進めていくのかを考えることとなりました。

また、今後、どの自治体においても、地方公営企業、特に下水道等の老朽化による設備更新が発生することから、決算審査において、中長期的な経営に対する見通しを確認する必要があると感じました。

5 研修期間中の生活について

この研修の魅力として、全国から集まる監査委員事務局の職員との交流できることです。第26期は全国各地から12名と少人数ながら、自治体の規模や職位は様々で、年齢層も30代後半から50代後半までと幅広

い参加となりました。一方で、立場や経験が異なっているにもかかわらず、郷土を愛する心は同じであり、銘酒や銘菓を味わいながら、観光地、祭り等を語り合うこととなりました。

講義後は談話室に集まり、各自治体で抱えている課題や監査の進め方について、時には、時間を忘れて情報交換を行っていました。

6 おわりに

今回の研修では、監査業務について多くの内容を学ぶことができました。また、他自治体の職員と業務以外の様々な内容を意見交換できたことにより、自分の視野を広げることができました。

最後に、研修運営をしていただいた教務部をはじめ、自治大学校関係者の皆様と多くの講師の方々に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（修士課程連携特別研修（マスターコース））

兵庫県 今津 裕貴

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

「修士論文を本当に書き切れるだろうか」。入校前、本研修の受講が決まった私の頭を占めていたのは、そんな不安でした。

私は、一橋大学国際・公共政策大学院修士課程に在籍しつつ、自治大学校修士課程連携特別研修（マスターコース）を受講し、約1年間、自治大学校の洗心寮を生活の拠点として過ごしました。

本研修は、大学院での講義・演習の履修を中心としながら、自治大学校第1部課程の必修科目等を同校において履修する、学術と実務を同時に深められる特別なプログラムです。大学院での高度な研究環境と、自治大学校ならではの実務に根ざした研修環境、さらには全国の自治体職員との交流という、複数の学びのフィールドを往還しながら思考を深化させられる点こそが、本研修の最大の特徴です。

振り返れば、この一年は、行政実務に対する視野と思考の幅が大きく広がった時間であったと実感しています。そして冒頭の不安は、いつしか「もっと時間があれば」という前向きな思いに変わっていました。

2 大学院での学び

本課程では、修士課程修了に向け、1年間で集中的に単位取得と修士論文作成に取り組む必要があります。年度前半は講義・演習による単位取得、後半は論文執筆に注力するという、非常に充実した日々となりました。

大学院の講義は、自主性と探究心が強く求められるものであり、受講姿勢次第で得られる成果が大きく変わりました。私自身、自習や読書を重ねながら講義や研究に向き合う過程で、多くの気づきと成長実感を得ることができました。

とりわけ修士論文の作成では、実務経験者として現実的な着地点を志向しがちな思考の癖を見直し、多角的・構造的に課題を捉える重要性を学びました。限られた時間の中で成果を最大化するためのタスクマネジメントや優先順位付けは、今後の行政実務にも通じる貴重な経験であったと感じています。

3 自治大学校での学び

自治大学校では、「地方公務員制度」及び「地方税財政制度」を受講しました。講義は一方的な知識の習得にとどまらず、グループ演習や発表、リアクションペーパーの作成などを通じた、主体的な思考と議論を促す構成となっていました。

他自治体の研修生との討議を交わす中で、各自治体が置かれた行財政環境の違い、職務経験から生じる視点の多様性に触れ、地方行政の奥深さを改めて認識する機会となりました。また、異なる前提を持つ参加者の間で合意形成を図るプロセスを体験できたことは、大学院の学びとは異なる、行政実務に直結する貴重な財産となりました。

大学院で培った理論的・構造的な視点と、自治大での実務感覚に根ざした議論とが交わることで、単独の研修では得られない厚みのある学びとなりました。

4 寮生活の強み

約1年間の洗心寮生活では、特別研修生（一般研修課程の受講に加え、自治大学校の職員として研修運営等の実務にも従事する研修生）との日常的な交流が、学修に取り組む上での大きな支えとなりました。修士論文の執筆に行き詰まった夜、談話室で交わした何気ない会話に救われたことも幾度となくありました。

また、自治大学校で講義を共にした第1部課程145期研修生の寮を訪ね、杯を酌み交わし、交流を深める機会もありました。受講した科目は2科目に限られていたにもかかわらず、いつでも温かく迎えていただいたことは、今でも心に残る大切な思い出です。

学習面では、図書室の充実した蔵書や整備された自習スペースを活用することで、研究に集中できる環境を確保することができました。業務から一定の距離を置き、自身の課題意識と真剣に向き合える環境を確保できる点も、本研修の大きな魅力です。

5 これから受講を検討される方へ

本研修は、大学院・自治大学校・寮生活という3つのフィールドが重なり合う、他に類を見ない修学環境です。大学院では学術的・理論的な思考力を、自治大学校では全国の自治体職員との討議を通じて自身の実務経験を相対化し、視野を広げる機会を、そして寮生活では組織や地域を超えた人的ネットワークを、それぞれ同時に得ることができます。どこに重点を置き、何を学ぶかは受講生自身の主体性に委ねられており、自主性と探究心次第でいくらかでも深められる環境です。

受講前の私と同じように、大学院での学びや論文作成に不安を抱いている方もいるかもしれません。しかし、自治大学校という安定した生活・学習環境がその不安を和ら

げてくれることを、経験者として自信を持ってお伝えできます。行政職員として思考力をさらに深めたい方、将来の行政運営を担う視座を養いたい方に、本研修は極めて有意義な機会となるはずです。派遣する側の自治体にとっても、人材育成の観点からみても大きな意義を持つ制度であると実感しています。



学園祭（一橋祭）に来てくれた
第1部課程145期研修生の皆さんと

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（修士課程連携特別研修（マスターコース））

香川県 政策部予算課 三木 博司

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和7年度修士課程連携特別研修を受講しました。このコースでは、自治大学校で過ごししながら、一橋大学国際・公共政策大学院（公共法政プログラム）の修士課程を1年で修了しました。

1年で必要な単位を取り、修士論文を執筆し、さらに自治大学校の講義もいくつか受講します。本当にできるのか不安に思ったものですが、しかし、当初考えていた以上に得るものが大きい研修となりました。

2 大学院での学び

私はこれまで、主に事業課を中心に業務に従事してきており、自分がしている仕事に制度・政策的にどのような背景があり、何を根拠にしているのかについての理解は弱かったと思います。それはそれでどうなんだとは思いますが、そのような人間にとって、公共政策や関係する法令・制度について体系的に学ぶことができたのは、今後、私の香川県庁生活において大いに効いてくると感じています。

一橋大学国際・公共政策大学院では、自治大学校でもおなじみの行政法や地方自治制度、憲法などがあったほか、NPOの方や医師による講義、学術的な講義、中央省庁の方々の講義など、様々な視点から多岐にわたる講義を受けることができました。学びたい分野の講義を自ら選んで受講することができたのも非常にありがたかったです。特に、国の最新の政策や過去の大きな制度変更等

について、実際に携わった方から実務の言葉で語られ、政策・制度に対する解像度が大きく高まりました。

修士論文の執筆は正直難航しました。指導教官に適宜相談をしながら、一つの課題についてひたすら深掘りし、様々な角度から検討していきました。通常2年かけて行うことを1年でやりきるという、濃密な時間を過ごすことができたと思います。

大学院の講義は基本的に少人数で、教員とコミュニケーションを取りながら進んでいきます。多くの質問をし、逆にされることもあり、また、研究室では他の社会人学生（中央省庁や国税局、都道府県）や学部を卒業したばかりの若い学生と様々な観点から意見交換・討論ができ、自由な発想に触れ、刺激的な毎日を送ることができました。

3 自治大学校での学び

自治大学校では、実際に研修を受けたのは2科目でしたが、生活・学習の拠点として多くの時間を過ごしました。

自治大学校の研修生の方々とは、昼夜問わず、様々な分野について意見を交換することができました。大学院での意見交換も貴重な機会ではありましたが、談話室での全国各地の自治体から集まった研修生との意見交換も、違った魅力がありました。談話室には特別な設備があるわけではありません。それでも、あの空間には不思議な力がありました。大学院での講義を終え、ふと立ち寄ると、誰かがいて、誰かが話している。最初は近況や食事の話だったのが、気づけば「うちの自治体だと、これが本当に難しくて」「どう説明している？」と、実務の核心

に触れる話題に変わっていく。しかも堅苦しい情報交換ではなく、笑いがあって、つつこみがあって、相手の主張にうなづく時間があって、そこからふっと真剣な話に移る。その緩急が、むしろ本音を引き出していたように思います。一口に自治体職員と言っても、人口規模、地理条件、医療資源、産業構造、財政力、住民との距離感、組織文化など、前提条件が驚くほど違い、自分のところでは当然の手続きが、別の自治体では成立しない。逆に、こちらが「それは無理だ」と思い込んでいたことを、別の自治体は工夫で乗り越えている。談話室で交わした何気ない会話は、自分の常識をほどこ、視野を広げる気づきを与えてくれました。

また、声を大にして言いたいことは、図書室のありがたさです。大学にも図書館はありますが、こと行政・公共政策に関する蔵書は、自治大学校の図書室も充実しています。休日を含めて朝から夜遅くまで利用でき、レポート課題等では大変お世話になりました。司書の方にも大変良くしていただき、修士論文のテーマに関係するような内容の記事をご教示いただいたこともありました。寮の自室で机に向かっても、集中しきれない、頭が散らかっていて、資料を読み始めても言葉が入ってこない。そんなとき、図書室の存在には大変助けられました。

4 研修生としての生活

さて、ここまで比較的真面目な(?)ことを書きましたが、日々の生活にも少し触れておきたいと思います。

1年間を自治大学校の寮で過ごし、そこから大学院に通い、講義を受け、空いた時間や講義終わりに研究室で他の学生と議論や勉強をしていました。そのまま外に食べに行ったり、寮に戻って、他の研修生と食べて、飲んだりといった日々を送りました。

休みの日や夜には、他の研修生や大学院

生と話題のお店やスポットに出かけたり、誕生日会を行ったり、大学院で学祭やクリスマスパーティーに参加したりと、多くの思い出を作ることができました。不摂生になりすぎないように、自治大学校内にあるトレーニングルームにも通い、他の研修生と一緒に体を動かすこともありました。研修生、大学院生ともに年齢に関係なく友人ができ、なんだったら、学生時代よりも学生っぽいことをしていたような気さえします。

振り返ると、連携コースならではのかけがえのない時間を過ごせたと感じています。

5 おわりに

地方行政・公共政策を中心に様々な知識を学び、研修生や学生と議論し、濃い1年を送りました。研修前は、地方公務員として学んでおいた方がいいのではないかという比較的軽い気持ちでやって来ましたが、ここで学んだことを生かす機会は思いの外早くやってきており、既に現在の所属でもフル活用状態で、実務に役立っています。

そして、得られたことでもう一つ大事なことがあります。それは、姿勢の変化です。大学院を修了する際、教員から送られた言葉があります。かのガンジーの「明日死ぬかのように生き、永遠に生きるかのように学びなさい」です。自治大学校の教官や大学院の教員の中には、この言葉を体現されているような方が多く見受けられていたように思います。どこまで近づけるかは分かりませんが、学び、還元し、行政の質を少しでも高められるよう取り組んでまいります。



(自治大学校グラウンドより夏の思い出)

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（法制基礎研修コース第1期）

狛江市 企画財政部 政策室 前田 寛樹

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

令和8年5月21日から6月12日までの約3週間、自治大学校法制基礎研修コースを受講しました。現在の法制担当の部署に配属され1年ほどであり、例規審査等の業務に携わる中で、法律に関する知識不足を感じる場面が少なくありませんでした。そんな中、人事担当から本研修の案内を受け、法律の基礎を体系的に学ぶ貴重な機会になると思い、受講しました。

一方で、不安もありました。約3週間という長期間、職場を離れて研修を受けることも、慣れない環境で生活することも初めての経験でした。雨が降る中、スーツケースを引きながら自治大学校へ向かった初日のことは、今でも鮮明に覚えています。不安な気持ちでスタートした3週間でしたが、修了する頃には「参加して本当に良かった」と心から感じる研修となりました。

2 入校まで

今回受講した法制基礎研修コースは、第2部課程第211期の皆さんと合同で受講しました。私は20代での参加でしたが、第2部課程の研修生は係長級をはじめ経験豊富な方が多く、最初はかなり緊張していました。また、私はSPI等による採用試験で入庁したため、公務員試験で学ぶような法学分野を体系的に学ぶ機会は多くありませんでした。そのため、「この機会に法律の基礎を身に付けたい」という思いで研修に臨みました。

3 自治大学校での学び

講義では、憲法、行政法、地方自治法、地方公務員法など、法制実務に欠かせない内容を幅広く学ぶことができました。毎日

の講義に加え、レポート課題や効果測定もあり、自ら講義資料や条文を読み返すことで理解を深めることができました。課題に向けて復習を重ねることで、講義内容がより定着したように思います。

特に印象に残ったのは憲法の講義です。これまで「憲法は国の最高法規である」という知識はあったものの、実際に条文を読み込み、その内容を理解する機会はほとんどありませんでした。講義では、各条文の趣旨だけでなく、実際の判例を交えながら分かりやすく解説していただきました。条文そのものには大卒しか書かれていない場合でも、判例を通して解釈や考え方を学ぶことで、その条文が本当に規定しようとしている内容を理解することができ、法律を学ぶ面白さに触れることができました。

また、地方自治法や地方公務員法についても、これまで体系的に学ぶ機会が多くなかった私にとって、非常に新鮮な内容でした。日頃の業務では法令や例規に触れる機会は多くありますが、その背景や制度全体を体系的に学ぶことで、一つ一つの業務に対する理解が深まったように感じます。

法制分野とは少し離れますが、地方税財政に関する講義も非常に印象的でした。地方財政計画や地方交付税制度の仕組み、各種財政指標について学び、財政担当ではない私にとっても新たな発見が多くありました。普段は関わる機会が少ない分野だからこそ、自治体運営全体を俯瞰する視点を持つことの大切さを実感しました。

4 自治大学校での生活

自治大学校で得られたものは、講義による知識だけではありません。

講義が終わり、夜になればフロアの談話室で、食事やお酒を楽しみながら全国の自治体職員の皆さんと交流することができました。北海道から鹿児島まで、それぞれ異

なる地域で働く方々のお話を聞くことができ、自分の自治体では当たり前だと思っていたことが、他自治体では異なることも多く、大変刺激を受けました。

立川駅周辺へ食事に出掛けたり、講義後に講堂でバドミントンをしたりと、自治大学校ならではの時間も楽しむことができました。こうした時間が、お互いを知るきっかけとなり、研修生活をより充実したものにしてくれたと思います。法制基礎研修のみで退寮する私たちのためにフロアのメンバーで送別会を開いていただいたことや、最終日に皆さんが見送ってくださったことも大変印象に残っています。

年齢が少し下だったこともあり、第2部課程の皆様には常に大変温かく接していただきました。経験豊富な皆さんから仕事への向き合い方や自治体行政に対する考え方を伺うことができたことは、私にとって大きな財産です。

また、第2部課程の皆さんとの交流だけでなく、第1部課程の方や自治大学校職員の方を含めて「同い年会」を開くことができたことも印象に残っています。別の自治体、組織の同年代の方と交流できたことは非常に貴重な機会となりました。

5 おわりに

3週間という期間は長いようであつという間でした。不安を抱えながら始まった研修でしたが、法律を体系的に学ぶことができただけでなく、全国の自治体職員とのかけがえのない出会いにも恵まれ、大変充実した時間となりました。

今回学んだ知識や考え方を、今後は日々の業務に生かしつつ、より適切な事務に取り組んでいきたいと思います。また、全国で活躍する皆様とのつながりも大切にしながら、自身も成長を続けていきたいと考えています。

最後になりますが、快く送り出してくださいました職場の皆様、熱意ある講義をしてくださいました講師の皆様、自治大学校職員の皆様、そして3週間をともに過ごした受講生の皆様に心より感謝申し上げます。

これから受講を検討される方の中には、

私と同じように長期間の研修や慣れない環境に不安を感じる方もいるかもしれません。しかし、それ以上に得られる学びや出会いがあります。迷っている方がいれば、ぜひ一歩踏み出して参加していただきたいと思います。



【修了式後 フロアの方々と正門前にて】



【退寮日 部屋からの晴天】

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（法制基礎研修コース第1期）

佐賀県 総務部法務私学課 樋口 大樹

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1. はじめに

法制基礎研修コース第1期（令和8年5月22日～6月11日）を修了し、通常業務に戻って研修期間と同じ3週間という時間が早くも経過したことに驚きつつ、自治大学校で過ごした日々を懐かしく思うところです。

日々の講義や効果測定は決して楽なものではありませんでしたが、講義で得ることができた知識が早速業務に活かされたこともあり、その一つ一つが今振り返ると確かな学びとして自分の中に積み重なっていると感じています。

結論としては、本コースは法制部門担当者向けに限定されたものではなく、年齢を問わず、自治体職員として知っておくべき知識・法的素養を短期間で修得できるものでした。

2. 入校までのこと

庁内に前身となる法制集中研修にこれまで参加した者がおらず、人事担当部局においても法制基礎研修コースに関する情報をほとんど有していなかったことで、先入観なく研修に臨むことができたように思います。

良い意味では、事前学習に真摯に取り組めたことを挙げたいと思います。法律については初学者ではありませんでしたが、講義レベル、効果測定の過去問、周囲のレベル感などもわからず、研修中に恥をかかないようにとの一心で、時間を見つけてはeラーニングを進めることがで

きました。

また、研修期間が3週間で済むとはいえ、定例県議会へ向けた業務が多忙を極める中で抜けることとなり心苦しく思っていたところ、上司、係員から壮行会まで開いて送り出してもらえたことには感謝しかありません。

3. 法制基礎研修コースの講義等

まず参加者についてですが、本コースとして集まったメンバーは女性3名と男性2名の計5名と少人数で、しかも女性は第1部・第2部特別課程受講者であったため、記念すべき第1期の法制基礎研修コースのみの参加者は男性2人でした。当初寂しくも思いましたが、その後、第2部課程第211期との合同開催であることを知り、実際に全国から集まった多くの方と交流できたことで、その懸念は解消されました。

講義は、憲法、行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度及び地方税財政制度の6科目にわたり実施されましたが、個人的には、これまで体系的に学ぶ機会のなかった地方自治制度、地方公務員制度及び地方税財政制度の修得を主な目的として受講しました。これらの分野については、これまで業務の中で必要に応じて要点をかいつまんで理解してきたために、知識が断片的であるという自覚がありました。いつかは腰を据えて学び直さなければならないと感じつつも、まとまった時間や精神的な余裕を確保することが難しい中で、業務から切り離された3週間という期間に、基礎的なところから集中的に学ぶことができたことは、大変

貴重な機会であり、自治大学校で学ぶ大きな意義であったと考えています。

効果測定については、想定問題の作成など、周囲からの支援が非常に大きく、改めて感謝しています。結果については現時点ではまだ知らされていませんが、何とか乗り切ることができたのではないかと安堵しているところです。

4. 日々の生活

私が入寮した洗心寮8階は、同年代の男性ばかりという環境だったこともあり、早々に自然と打ち解けることができました。皆で夜な夜な立川の美味しいものを巡ったり、談話室で各地の銘酒と逸品に舌鼓を打ったりと、学生時代に戻ったかのような錯覚を覚えるほど楽しい日々でした。その一体感は、講義や効果測定に向けた対策でも大いに活かされました。

入校日のオリエンテーションで「仲間との交流も大切に」と助言をいただきましたが、その言葉を実践し、大変有意義な時間を過ごすことができたのではないかと感じています。



また、講義のない土日を中心に、東京方面でかねてから訪れたいと思っていた場所を数多く巡ることもできました。江ノ島、鎌倉、三鷹の森ジブリ美術館、東京十社巡りなどの御朱印集め、加えて、横浜アリーナでのBリーグファイナルの観戦、会う機会の少なくなった高校や大学の同級生と再会し、近況を語り合うこともできました。

このように各地を巡ることができた要因として、立川という立地の良さと交通の利便性が大きかったと思います。

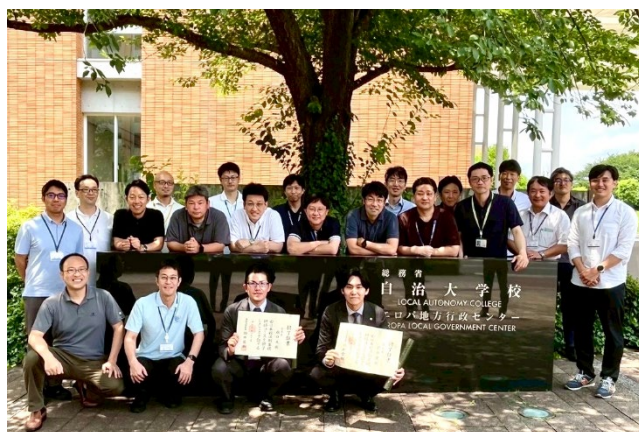


5. おわりに

今回、法制基礎研修コース第1期に参加できたこと、そこで多くの仲間を得られたことは、何ものにも代えがたい財産となりました。加えて、講義で得た知識を業務に活かしている実感があることも大きな収穫です。

近年では、行政職であっても法律科目を課さない採用試験で入庁する職員が増えていると聞いており、そうした職員にとっても、基礎的な法律知識や公務員としての素養を身に付ける上で有益であると感じました。

今後、本コースへの受講者が増え、多くの皆さまの研鑽の機会として広く活用されることを期待しています。



修了式後に洗心寮8階の仲間たちと。感謝！

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース（※）の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 地方自治体職員が、自治大学校の実務や、研修（第1部課程等）の履修によって、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

マネジメントコース生として着任し3か月が経ちました。

人事からお声がかかり、派遣が決定した際には、友人や家族から「大丈夫か??」と心配されていましたが、意外と楽しくやっています。

派遣前に私が抱いていた不安と、実際にどうであったかを残します。来年度以降のマネジメントコース生の一助となれば幸いです。

◎ 普段の業務は何をしているの？

教務部に配属された場合は、研修講師との日程調整や研修生への連絡、研修に係る各種提出物の管理等、研修の運営に係る業務を行います。個人的には、派遣元で数回担当した職員研修と、業務の流れはあまり変わらないと感じました。

周囲のマネジメントコース生も同じ研修運営を担当しているので、何か困った時には気軽に相談し合える環境だと思います。

◎ 寮生活ってストレスが溜まりそう…。

寮の個室は割と防音がしっかりしていました。廊下の音はさすがに聞こえますが、隣室の音はそこまで気になりません。

食事は悩みどころですが、自治大内には食堂もありますし、立川駅まで出れば飲食店には事欠きません。私は外食があまり得意ではないので、日々談話室の電子レンジなどを駆使しています。実家暮らしで自炊経験はほとんどなかったのですが、何とかできます。

マネジメントコース生は比較的マイペースで落ち着いている方が多く、平日の夜や土日はそれぞれが思い思いに過ごしています。飲み会の類は、行きたい人同士が誘い合って集まっています。



（おまけ：個人的な過ごし方です。）

地元で始めたホットヨガのスタジオが立川にもあったので、平日の夜は毎日のように通っています。ヨガ帰りに、夜の立川をお散歩するのもいいものです。

せっかく東京にいるのだから…と思い、土日のどちらかは出かけるようにしています。動物好きなので、とりあえず都立動物園は制覇しました！これから暑くなるので、次は水族館、博物館、美術館を回ろうかな…と狙いを定める日々です。

上は上野動物園のスマトラトラ 超イケメンです。

下は多摩動物公園のライオン 多摩動物公園はとにかく動物がたくさんいて大満足でした！

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース（※）の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 地方自治体職員が、自治大学校の実務や、研修（第1部課程等）の履修によって、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

「慌ただしいが、立ち止まることのできる時間」。

マネジメントコース生としての自治大学校に赴任して3カ月。ここまでの日々を振り返ったときにこの一言が浮かんできました。

マネジメントコース生は、教務部又は研究部・教授室のいずれかに配属され、私は教務部に着任し、自治大学校で行われる研修課程の運営を行うこととなりました。

教務部では、マネジメントコース生1人当たり1つの研修課程を受け持つことになり、私は管理職公務員が対象となる第3部課程を担当しています。

講師の日程調整、研修生の入校に向けた準備、研修が始まってからの提出物の管理など、それまで派遣元自治体で経験することのなかった業務で、日々戸惑いの連続ですが、同じ境遇のマネジメントコース生の励ましや、非常勤職員の方々の助けもあり、7月初旬に無事研修課程が開講しました。

派遣元とは全くことなる仕事を経験することで、それまで見えてこなかった自分の「向き不向き」が少しずつ見えてきました。結果的に自分の仕事を「立ち止まって」振り返ることができています。

「職員側」として自治大学校に派遣されたことによって、校長や部長教授をはじめとする総務省職員の方々と機会を問わず気軽に話すことができます。研修課程の受講生は、講義や演習中など限られた機会に関わりを持つのに対して、マネジメントコース生は、日々の業務や、昼休憩の食堂などで真面目な話も他愛のない話もすることができ、非常にありがたい環境なのも特徴です。

また、私が担当する3部課程は、全国から83名の課長級以上相当（管理職）の方々が集まります。入寮パーティや研修生の方々が集まる談話室では、研修生の方々から管理職だからこそその貴重なお話をたくさん聞くことができました。

こういった機会がいただけることもマネジメントコース生だからこそだと思います。



（入寮パーティ後の談話室にて）

自治大学校のある立川市も、私にとって「立ち止まる時間」を支えてくれる大切な環境です。寄宿舎と職場が同じ敷地内にあるため通勤時間はほとんどなく、満員電車とは無縁の生活です。その一方で、立川駅周辺には商業施設や飲食店が充実しており、休日の過ごし方にも困りません。

個人的には、自治大学校の図書室に加えて駅前に本屋が3店舗もあることが推しポイントです。

ふと時間ができたときに本屋に立ち寄り、興味の赴くままに本を手取る。普段の慌ただしい業務の中ではなかなか持てなかったものです。

せっかく東京に来たので、念願だった趣味の格闘技観戦にも行くことができました。



(休日に観戦した格闘技大会の様子)

マネジメントコース生としての1年のうち、早くも4分の1が経過しました。振り返ると本当にあっという間で、最近では「1年もある」ではなく、「1年しかない」と感じるようになっていきます。

派遣が決まった当初は、仕事や生活への不安もありました。しかし実際に生活してみると、その不安以上に多くの学びや出会いがありました。

この1年は、普段の業務から少し距離を置き、自分自身を見つめ直し、これからの行政人生を考えることのできる貴重な時間です。私にとってマネジメントコースの1年とは、「慌ただしいが、立ち止まることのできる時間」です。

残りの9か月も、この貴重な「立ち止まる時間」を大切にしながら過ごしていきたいと思います。